

農地中間管理事業規程新旧対照表

(下線部分は変更部分)

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(事業実施に当たっての調整等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 公社は、人・農地プランの作成主体であり、農地行政の基本単位である市町村とその作成に参画する農業委員会、加えて、農業協同組合、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織との連携を密にして、以下の点に留意し業務を推進するものとする。</p> <p>一 <u>人・農地プランを核として一体的推進に努めるものとする。</u></p> <p>二 原則として全市町村に、同意を得た上で業務委託を行い、地域における公社の窓口としての機能を担ってもらうものとする。<u>さらに、必要に応じて、市町村公社や農業協同組合、土地改良区等に対しても業務委託を行うものとする。</u></p> <p>三 原則として市町村や市町村が指定する者に、あらかじめ農業委員会の意見を聴取の上農用地利用配分計画の案を作成するよう、求めるものとする。</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第5条 公社は、法第22条第2項の規定に基づき、宮城県知事の承認を受けて、農地中間管理事業に係る業務の一部を市町村等に委託するものとし、<u>業務委託に関する具体的な内容等は次のとおりとする。</u></p> | <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(事業実施に当たっての調整等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 公社は、人・農地プランの作成主体であり、農地行政の基本単位である市町村(農業委員会を含む。)との連携を密にして、以下の点に留意し業務を推進するものとする。</p> <p>一 <u>人・農地プランについては、市町村と情報を共有するよう努めるものとする。</u></p> <p>二 原則として全市町村に、同意を得た上で業務委託を行い、地域における公社の窓口としての機能を担ってもらうものとする。</p> <p>三 原則として全市町村に、あらかじめ農業委員会の意見を聴取の上農用地配分計画の案を作成するよう、求めるものとする。</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第5条 公社は、法第22条第2項の規定に基づき、宮城県知事の承認を受けて、農地中間管理事業に係る業務の一部を市町村等に委託するものとする。<u>業務委託に関する具体的な内容等は次のとおりとする。</u></p> |

(下線部分は変更部分)

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>一・二 (略)</p> <p>三 賃料の収受・支払、農用地等の管理等の定型的な業務については、競争入札等により、委託コストの削減に努めつつ、宮城県知事の承認を受けて、<u>又は業務を適正かつ確実に実施することができる</u>と認められるものとして宮城県知事が指定する者に委託するものとする。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(重点的に実施する区域)</p> <p>第7条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 重点的に実施する区域の基準としては、人・農地プランが<u>実質化</u>され、地域ぐるみで<u>農地利用の集積・集約化</u>を進めようという機運が生じている区域<u>や、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、機構関連事業又は果樹産地構造改革計画等に係る地域の協議において、農地利用の在り方について議論されている区域</u>など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域を重点区域とするものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第8・9条 (略)</p> <p>(農地中間管理権を取得する農用地等の基準)</p> <p>第10条 公社が、農地中間管理権を取得する農用地等の基準は次に掲げるものとする。</p> <p>一 再生不能と判定されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難であると認められるものでないこと。</p> | <p>一・二 (略)</p> <p>三 賃料の収受・支払、農用地等の管理等の定型的な業務については、競争入札等により、委託コストの削減に努めつつ、宮城県知事の承認を受けて、委託するものとする。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(重点的に実施する区域)</p> <p>第7条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 重点的に実施する区域の基準としては、<u>適切な</u>人・農地プランが<u>作成</u>され、地域ぐるみで<u>農地流動化</u>を進めようという機運が生じている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域を重点区域とするものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第8・9条 (略)</p> <p>(農地中間管理権を取得する農用地等の基準)</p> <p>第10条 公社が、農地中間管理権を取得する農用地等の基準は次に掲げるものとする。</p> <p>一 再生不能と判定されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難であると認められるものでないこと。</p> |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p><u>ただし、遊休農地であっても、再生利用が可能な場合や遊休化の解消に向けた措置の実施が期待される場合であって、借受希望者への貸付けが見込まれるものについては、農地中間管理権の取得について十分検討するものとする。</u></p> <p>二～四 (略)</p> <p>(貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法)</p> <p>第11条 公社は、市町村や農業委員会、農業協同組合、土地改良区、担い手組織等と連携を密にして、各地域の人・農地プランの作成・見直しの状況、特に、当該地域に担い手が十分いるかどうか、当該地域に公社を活用した農地利用の集積・集約化の機運があるかどうか、当該地域の遊休農地の現状及び今後の見通し等を把握するとともに、公社を活用した農地利用の集積・集約化の機運の醸成に努めるものとする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p><u>8 公社は、利用意向調査によって公社への貸付けの意向が示された遊休農地や、公社と協議すべき旨の勧告を受けた遊休農地について、雑草・雑木、土石、汚染された土壌の除去等の遊休化の解消に向けた措置が講じられれば借受希望者への貸付けが行われると見込まれる場合には、農業委員会と連携し、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すものとする。</u></p> <p>(農用地利用配分計画の決定等の方法)</p> <p>第12条 公社は、<u>法第18条又は法第19条の2の規定により、農用地等を貸し付けるに当たっては、次の点に留意するものとする。なお、公社は、地域合意に基づいた農地利用の集積・集約化を促進する観点から、地域における農業者等による協議の結果である人・農地プランの内容を十分考慮するものとする。</u></p> <p>一～四 (略)</p> | <p>二～四 (略)</p> <p>(貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法)</p> <p>第11条 公社は、市町村と連携を密にして、各地域の人・農地プランの作成・見直しの状況、特に、当該地域に担い手が十分いるかどうか、当該地域に公社を活用した農地流動化の機運があるかどうか、当該地域の耕作放棄地の現状及び今後の見通し等を把握するとともに、公社を活用した農地流動化の機運の醸成に務めるものとする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>(農用地利用配分計画の決定の方法)</p> <p>第12条 公社が、<u>農地中間管理事業により</u>農用地等を貸し付けるに当たっては、次の点に留意するものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> |

(下線部分は変更部分)

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>2 公社が行う農用地等の貸付けは、次の各号に掲げる要件の全てを満たしている者に対し行うこととする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>法第 18 条第 5 項</u>第 3 号及び第 4 号に掲げる要件を満たす者であること。</p> <p>三～五 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。</p> <p><u>[削除]</u></p> <p>5 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一の判断に当たって <u>優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。</u></p> <p>6 <u>3・4 項</u>以外の場合で、地域内に十分な担い手がいない場合、次のとおり優先配慮するものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p><u>7 公社は、市町村段階において、第 1 項から第 6 項までの規定に基づき貸付けの検討が行われ、法第 19 条の 2 の規定による貸付け</u></p> | <p>2 公社が行う農用地等の貸付けは、次の各号に掲げる要件の全てを満たしている者に対し行うこととする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>法第 18 条第 4 項</u>第 3 号及び第 4 号に掲げる要件を満たす者であること。</p> <p>三～五 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。</p> <p><u>三 二の判断に当たっては、当該地域の人・農地プランの内容も考慮するものとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一の判断に当たっては、<u>当該地域の人・農地プランの内容も考慮するものとし、また、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。</u></p> <p>6 <u>4・5 項</u>以外の場合で、地域内に十分な担い手がいない場合、次のとおり優先配慮するものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p><u>[新設]</u></p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p><u>を円滑に進められるよう、必要に応じて、市町村等と連携して事前の話合いの段階から参加するものとする。</u></p> <p><u>8</u> 公社は、機構関連事業が行われる地域内の農用地等の貸付に当たっては、機構関連事業により当該地域内の農地利用の効率化・高度化が図られることが確実で、かつ、農地の利用調整の結果、やむを得ないと認められる場合に限り、借受け前の耕作者に対して貸し付けできるものとする。</p> <p><u>9</u> 農用地等の貸付に当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。</p> <p><u>10</u> <u>公社</u>の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とするが、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。</p> <p><u>11</u> <u>公社は、宮城県知事への農用地利用配分計画の認可の申請や市町村の農用地利用集積計画への同意に係る協議に当たっては、借受希望者の募集、地域農業者の協議の場、戸別訪問、電話・メール・インターネットその他の方法を通じて、あらかじめ利害関係人の意見を聴くものとする。</u></p> <p>第13条～第15条 (略)</p> <p>(農用地等の借受け)<br/>第16条 農用地等の賃貸借<u>又は使用貸借</u>(以下「賃貸借等」という<u>。)</u>による借受けは、原則として、その賃貸借等の存続期間を10年以上として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる土地の賃貸借<u>等</u>の存続期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> | <p><u>7</u> 公社は、機構関連事業が行われる地域内の農用地等の貸付に当たっては、機構関連事業により当該地域内の農地利用の効率化・高度化が図られることが確実で、かつ、農地の利用調整の結果、やむを得ないと認められる場合に限り、借受け前の耕作者に対して貸し付けできるものとする。</p> <p><u>8</u> 農用地等の貸付に当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。</p> <p><u>9</u> <u>貸付期間</u><br/><u>機構</u>の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とするが、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>第13条～第15条 (略)</p> <p>(農用地等の借受け)<br/>第16条 農用地等の賃貸借による借受けは、原則として、その賃貸借の存続期間を10年以上として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる土地の賃貸借の存続期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> |

(下線部分は変更部分)

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>一 (略)<br/>二 附帯施設用地 併せて借り受ける農用地の賃貸借<u>等</u>の存続期間<br/>三 (略)</p> <p>2 農用地等を借り受けようとする場合には、当該農用地等について実地調査等を行い、借り受けることを相当と認めるときは、別に定める様式により当該農用地等の所有権を有する者と当該農用地等の賃貸借<u>等</u>に関する契約 <u>(以下「賃貸借等契約」という。)</u>を締結するものとする。</p> <p>3 農用地等の借受けに係る賃貸借<u>等</u>契約においては、公社は、<u>法第18条第9項</u>の規定に基づき、公社の定める者に転貸する旨を規定するものとする。また、第3条第3号の土地であって、現にその上に施設が存しない土地の借受けに係る賃貸借<u>等</u>契約においては、当該土地の上に施設の建築を行うことについて <u>貸主又は</u>賃貸人が承諾している旨の定めをするものとする。</p> <p>4 公社は、次に掲げる事由が生じたときには、特約がある場合を除き、遅滞なく当該農用地等の <u>貸主又は</u>賃貸人と協議の上、処理するものとする。<br/>一・二 (略)</p> <p>(借受けを希望する者の募集)<br/>第17条 (略)<br/>2～5 (略)</p> <p>6 <u>新規就農者や広域で借受けを進めている法人経営体等の、地域で新たに農用地等を確保して意欲的に農業に取り組もうとする者の情報把握に努め、必要に応じて、募集に応じてもらうよう促すものとする。</u>地域内に担い手が十分いない地域（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）については、他地域の法人経営体やリース方式での参入を希望する企業等に対して</p> | <p>一 (略)<br/>二 附帯施設用地 併せて借り受ける農用地の賃貸借<u>__</u>の存続期間<br/>三 (略)</p> <p>2 農用地等を借り受けようとする場合には、当該農用地等について実地調査等を行い、借り受けることを相当と認めるときは、別に定める様式により当該農用地等の所有権を有する者と当該農用地等の賃貸借<u>__</u>に関する契約 _____を締結するものとする。</p> <p>3 農用地等の借受けに係る賃貸借<u>__</u>契約においては、公社は、<u>法第18条第7項</u>の規定に基づき、公社の定める者に転貸する旨を規定するものとする。また、第3条第3号の土地であって、現にその上に施設が存しない土地の借受けに係る賃貸借<u>__</u>契約においては、当該土地の上に施設の建築を行うことについて _____賃貸人が承諾している旨の定めをするものとする。</p> <p>4 公社は、次に掲げる事由が生じたときには、特約がある場合を除き、遅滞なく当該農用地等の _____賃貸人と協議の上、処理するものとする。<br/>一・二 (略)</p> <p>(借受けを希望する者の募集)<br/>第17条 (略)<br/>2～5 (略)</p> <p>6 地域内に担い手が十分いない地域（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）については、他地域の法人経営体やリース方式での参入を希望する企業等に対して募集に応じてもらうよう個別に働きかけるものとする。</p> |



(下線部分は変更部分)

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 公社は、貸し付けた農用地等が適正に利用されていない等の農業委員会からの通知や地域住民からの情報提供等があった場合には、貸付先に対し利用状況について報告を求めるものとする。さらに、必要に応じて、現地調査の実施等により状況を把握して、契約の解除の要否を判断するものとする。</u></p> <p><u>[削除]</u></p> | <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>(農用地等の利用状況の把握等)</u></p> <p><u>第21条 公社は、毎事業年度終了後3月以内に、農用地等の貸付けを行った者に対し、当該貸付けを行った農用地等における作物の種類別作付け面積、生産数量(法第18条第4項第4号に規定する者にとっては、次に掲げる事項)を記載した報告書を提出するよう求めるものとする。</u></p> <p><u>一 当該貸付けを行った農用地等における作物の種類別作付け面積及び生産数量</u></p> <p><u>二 その者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に影響を及ぼしている影響</u></p> <p><u>三 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況</u></p> <p><u>四 その者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況</u></p> <p><u>五 その他参考となるべき事項</u></p> <p><u>2 公社は、農用地等の貸付けを行った者が次の各号のいずれかに該当するときは、宮城県知事の承認を受けて、当該貸付けに係る貸借又は使用貸借の解除をするものとする。ただし、特段の事情があると認められるときはこの限りでない。</u></p> <p><u>一 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。</u></p> <p><u>二 正当な理由がなくて前項の規定による報告をしないとき。</u></p> |



| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(借賃及び貸賃)<br/> <b>第21条</b> (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p><b>(農用地利用改善事業との連携)</b><br/> <b>第22条</b> 公社は、農用地利用改善団体が農用地利用改善事業の実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び公社に限る旨を農用地利用規程に定めようとする場合には、必要に応じて、市町村等と連携して事前の話し合いの段階から参加するものとする。</p> <p><b>2</b> 公社は、事前に、農地中間管理権の取得について第10条の規定に基づいて、また、農用地の利用の集積を進めるべき認定農業者が適切に位置づけられているかを第12条の規定に基づいて、それぞれ調整を行った上で、当該農用地利用規程に対する同意をするものとする。</p> <p>第23条～第35条 (略)</p> | <p>(借賃及び貸賃)<br/> <b>第22条</b> (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>第23条～第35条 (略)</p> |

附 則  
この規程は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。(令和元年11月1日)